

横浜市社会教育コーナーの指定管理者公募要項等に関する質問と回答

【注】・質問受付順に掲載しています。

・受付期間終了後の質問や、この回答に対する追加質問、申請にあたっての相談等には一切応じられませんので、ご了承ください。

令和3年6月18日

番号	資料名等	ページ・項目	質問内容（原文のまま掲載しています）	回答
1	業務の基準	P3 7(1) 別紙3 施設の概要	コーナーの事務室（職員用）とは別に、利用者スペースにフリーWi-Fiを導入することは可能でしょうか？ その経費は、指定管理料から支出することは認められますか？	可能です。 導入にあたっては、横浜市やUR都市機構（横浜市社会教育コーナーは、UR都市機構磯子三丁目団地の一角に位置しているため）との協議が必要です。 指定管理料から経費を支出することに、問題はありません。
2	公募要項	P2 4(4)エ	自主事業や受託事業として、オンライン形式のセミナー等は実施可能でしょうか？	集合・オンライン等、実施の形態は問いません。
3	公募要項	P3 4(4) オ(ア) P5 (6)	現時点において、建物、設備及び備品等で不具合が見られ、年度内に修繕等の対応が必要となりそうなものがあればご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーニングルームのエアコンが故障していたため、買い換えています。 ・中庭の床タイルに一部不具合があったため、修繕を行っています。 ・研修室Bのブラインド1台に不具合があったため、発注しています。 ・スポーツ広場のテニスネットに不具合があったため、発注しています。 この他、備品台帳（※後掲「質問番号19」参照）にも不具合があるものは記載しておりますので、合わせてご参照ください。
4	公募要項	P5 (6)	不可抗力による管理運営の中断における負担者は、分担（協議）となっています。昨年度、コロナウイルス感染防止のための施設利用制限については、どのような費用の分担が行われましたか？ 指定管理者の持ち出し負担もありましたか？	費用の分担は行わず、「指定管理者に生じた損害、損失及び増加した費用」が「業務が実施できなかったことにより免れた費用」を上回ったため、その差額を本市が負担しました。 また、必要な見直し等を行ってもなお発生した実収支差額についても本市が負担しています。
5	公募要項	P12 エ 6加減点項目	(1) 市内中小企業等には、NPO法人は含まれますか？	NPO法人であるか否かではなく、 <ul style="list-style-type: none"> ・市内中小企業 ・中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者 ・地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体のいずれかに該当するかどうかで判断します。

番号	資料名等	ページ・項目	質問内容（原文のまま掲載しています）	回答
6	業務の基準	P3 7(1)ア (ア)	※社会保険料 社会教育コーナーと別事業両方に従事した場合、社会保険料は従事した割合に按分して計上できますか？	・社会保険料 按分した額を記入いただいて構いません。 その際には、按分根拠もお示しください。
7	応募関係書類	様式3 指定管理料提案書及び収支 予算書	※職員の給与 法人代表者も役員報酬ではなく、給与として支給し、受け取ることは可能でしょうか？（役員報酬は支給していない法人です）	・職員の給与 指定管理事業において、法人（団体）内の給与支給形態は問いません。
8	応募関係書類	様式 賃-1	時給で賃金を支払う場合、基礎単価（円）の欄には、時間給（例えば1012円）と記入すればよいですか？	本市から規定はしませんが、基礎単価は指定期間中に一律で用いる単価であるため、指定期間を通じて用いることができる額で算出してください。 定期昇給等賃金水準の変動以外の要素により、人件費の単価が変わることが予想される場合には、それを勘案して、基礎単価を算出してください。
9	その他		指定管理事業については、「公の施設の管理」を「指定管理者が自ら行う事業」と同じであると思われる場合には、自治体との間で定められた協定書の内容に従って実施している業務内容から、収益事業の判定を行うことになるかと思えます。請負業に当該指定管理事業から利益が生じないとして、当該指定管理事業が始まる前までに「税務署長による実費弁償の確認」を申請することは可能でしょうか？	法人税の実費弁償方式に係るご質問と推測しますが、指定管理事業であれば収益が生じないとは限りません。 税の取扱いについては本市で決定できるものではないため、事業所を管轄する税務署等へお問合せをお願いします。
10	業務の基準	P5 10(8)	10 業務にあたっての注意事項 (8) 電話やインターネットによる抽選申し込みシステムは採用していないとありますが、今後、抽選申し込みシステムを導入する予定はありますか？ 予定がない場合、利用者は現状通り施設に来場または電話で直接申し込みをすることを想定しておけばよいでしょうか？	横浜市市民利用施設予約システムの導入予定はありません。 横浜市社会教育コーナーをご利用いただくにあたっては、利用者はまず、団体登録を申請していただく必要があります。登録を認められた場合に限り、利用申し込みを来場または電話で受け付けていますが、現状の利用申し込み方法の他、より良い方法があれば、ご提案ください。
11	応募関係書類	表紙 提出書類	提出書類①正本（1部）②副本（6部）③副本（6部）の合計13部の作成ですが、ア指定申請書（様式1）のような印鑑を押印するものや、コ登記事項証明書、ス納税証明書など、①には原本、②③には「写し」でよいでしょうか？	問題ありません。
12	公募要項	P3 4(4)オ (ア)	施設及び設備の維持管理業務における関係書類(設計図書及び点検報告書)の開示をお願い致します。	定期清掃業務仕様書、設備点検報告書（様式）、エアコン簡易点検チェックシートを公表します。 【別紙】をご参照ください。
13	公募要項	P6 4(7)イ (ウ)	第三者評価をお願いする機関は市の指定となりますか。 また、費用は指定管理者の負担となりますか。 指定管理者の費用負担且つ市の指定機関をお願いする場合は費用はどの程度になるかご教示ください。	第三者評価は、横浜市教育文化センター条例において、横浜市社会教育コーナー指定管理者選定評価委員会が行うことと規定されており、指定管理者の費用負担はありません。

番号	資料名等	ページ・項目	質問内容（原文のまま掲載しています）	回答
14	公募要項	P8 4(7)ウ (コ)	廃棄量の実績をご教示ください。	可燃物：45リットル袋×2程度 古紙：20kg弱程度 (※いずれも1か月あたりの概算です。)
15	公募要項	P10 5(3)ア	プレゼンテーション時はパソコンやスクリーンの使用は可能でしょうか。	可能です。 ただし、当日投影するものは応募書類のみとさせていただきます。
16	業務の基準	別表1	自動ドアのメーカーと保守会社をご教示ください。	メーカー名：ナブテスコ株式会社 保守会社：株式会社神奈川ナブコ
17	業務の基準	P1 4(1)	研修時間、日数の規定はございますでしょうか。	本市としての規定はありません。
18	その他		令和2年度の稼働率、来客数、利用料収入、をご教示ください。	稼働率：37.7% 来客数：19,073人 利用料収入：2,319,523円
19	その他		備品台帳の開示をお願い致します。	本市ホームページ「第4期横浜市社会教育コーナーの指定管理者の選定について (https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shogaigakushu/gakushu/R4shiteikanrikoubo.html)」内に「参考資料」の欄を設け、掲載しましたので、ご参照ください。
20	その他		緊急事態宣言下ではどのような運営をされていたかをご教示ください。	神奈川県の実施方針を踏まえた本市副市長通知に基づき、閉館、開館時間の短縮、利用自粛に伴う利用者への使用料の返還を行いました。